

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

令和元年10月

宮城県人事委員会



宮人委第172号
令和元年10月4日

宮城県議会議長 相 沢 光 哉 殿
宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県人事委員会
委員長 千葉裕一

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。